

【講演レポート】 JIPDEC セミナー「e シールの今 ～電帳法&インボイス時代に向けて」

いただいた主な質問と回答

Q：業務のデジタル化においては、企業 ID が基本となると思います。個人事業者など適格請求書の発行事業者にならない事業者に対する企業 ID としては何がいいのでしょうか？

A：現状では、申請ベースですが民間の企業コードを利用することになるかと考えます。

Q：e シールになると印鑑は必要なくなるのですか？

A：e シールで署名されたデータには印鑑は特に必要ないと考えます。

Q：e シールが添付されたデータに、電子署名をすることは可能ですか？

A：e シール付与後に電子署名、およびタイムスタンプ付与は可能ですが、再度電子署名を付与する必要性はないと考えております。

Q：署名とタイムスタンプは共存できるということでしたが、どちらを先に施すべきなのか教えて下さい。

(①署名⇒タイムスタンプ、②タイムスタンプ⇒署名)

A：デジタル文書の作成者を示す電子署名を行い、当該電子署名がなされた時刻を証明するタイムスタンプを付す順番となります。

Q：「e シール」は「法人の電子署名」と説明がありますが、署名であるならば法人の契約に使えるべきかと思われまます。法人名のみ電子証明書での電子契約を結んだ際、その締結の有効性について、詳しく意見を聞きたい。

A：電子証明書がなくとも、契約の締結自体は有効です。

なお、契約書には、発出元を証明するのみの e シールではなく、当事者の意思を表明する電子署名を使うことがふさわしいと考えます。

Q：大学の証明書としてオープンバッジなどがグローバルには活用されるみたいですが、あちらでは、e シールを利用しないでも良いと思われているようですが、いかがでしょうか？

A：オープンバッジも偽造・改ざんを防止できると思いますので、e シール付与は必要ないかも知れません。ただし、オープンバッジは発行者と受領者の双方を登録する必要があるようです。

Q：二社捺印が必要な契約書に両社が e シールを利用して、万が一秘密鍵の危殆化などがあった場合、両社が再署名するしか対応する方法はないでしょうか？

A：契約書には電子署名をお使いください。危殆化した場合は、できれば再度署名をすることが望ましいです。

本内容は、2023年8月3日に開催された JIPDEC セミナー「e シールの今 ～電帳法&インボイス時代に向けて～」において、ご参加の方々からいただいた主な質問と回答をとりまとめたものです。